

鶴ヶ島市議会基本条例の概要

目的

議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営に関する基本的事項を定めて、市民参加を基本とした鶴ヶ島市の持続的で豊かなまちづくりの実現を目指す。

議会の活動原則

議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- ・公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- ・市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営を行うこと。
- ・市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明を行うこと。
- ・議会運営に関する申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

議員の活動原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- ・議員間の自由な討議を行うこと。

- ・市政の課題について、市民の意見を的確に把握すること。
- ・市民の福祉の向上を目指して活動すること。
- ・不断の研さんにより、自らの資質を向上させること。

市民参加

- ・議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の会議を原則として公開する。
- ・議会は、市民に対しその有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。
- ・議会は、市民に対し議会で行われた議案に対する審議の経過、結果その他の議案審議の内容について報告する議会報告会を開催する。
- ・議会は、議員と市民が自由に意見の交換を行うことのできる場を設置し、市民の多様な意見を把握するとともに、市民参加の推進に努めるものとする。

これらのほか、会派、議員研修、議会の広報、政務調査費、議員の行動規範、議会事務局の体制整備、条例の見直しなどを定めています。

議会基本条例
始動します！

議会基本条例案に対するご意見をありがとうございました

議会基本条例案に対して、みなさまからご意見を募集しました。

結果をまとめましたので、その概要をお知らせします。

1 議会基本条例案の公表・意見募集期間 1月5日(月)から25日(日)まで

2 議会基本条例案の閲覧・配付場所 市のホームページ、市役所情報公開コーナー、市民活動推進センター、各公民館、中央図書館

3 ご意見の概要(抜粋)
・市議会の土曜、日曜、祝日あるいは夜間の開催を切望します。

・陳情、請願に際して陳情者、請願者が自ら説明できるように定めてほしい。

・政務調査費は、会派一括ではなく、議員個人と会派への二分割支給にすべきである。

・市民に対する議会報告会は、全議員の出席のもとに開催すべきである。

4 詳細は、市ホームページをご覧ください。